

墨田区手数料条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案					現行				
別表					別表				
1 区民関係					1 区民関係				
番号	事務	名称	額	徴収時期	番号	事務	名称	額	徴収時期
1	[略]				1	[略]			
2	戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項第10条の2第1項若しくは第3項から第5項まで若しくは第12条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第12条第1項若しくは第12条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	戸籍の謄本若しくは抄本又は磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付手数料	1通につき450円。ただし、多機能端末機（区の電子計算組織と通信回線で接続された区又は民間事業者が設置する端末機で、証明書の交付等の機能を有するものをいう。以下同じ。）による交付の場合は、1通につき350円とする。	交付のとき。	2	[同左]	[同左]	1通につき450円	[同左]
3 ～ 8	[略]				3 ～ 8	[略]			
9	住民基本台帳法第12条第1項並びに第12条の3第1項及び第2項の規定に基づく住民票の写し若しくは住民票に記載した事項に関する証明書の交付又は同法第12条の4第1項の規定に基づく住民票の写しの交	(1) 住民票の写しの交付手数料	1通につき300円。ただし、多機能端末機による交付の場合は、1通につき200円とする。	交付のとき。	9	[同左]	(1) [同左]	1通につき300円。ただし、多機能端末機（区の電子計算組織と通信回線で接続された区又は民間事業者が設置する端末機で、証明書の交付等の機能を有するものをいう。以下同じ。）による交付の場合は、1通につき200円とする。	[同左]

	付	(2) 住民票記載事項証明書交付手数料	1件につき 300円			(2) (同左)	(同左)		
10	住民基本台帳法第20条第1項、第3項及び第4項の規定に基づく戸籍の附票の写しの交付	戸籍の附票の写しの交付手数料	1通につき300円。ただし、多機能端末機による交付の場合は、1通につき200円とする。	交付のとき。		(同左)	(同左)	1通につき300円	(同左)
11 ～ 27	[略]								
2	[略]								
3	建築・都市計画・土木関係別紙のとおり								

付 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表 3 建築・都市計画・土木関係の部 15 の項の次に 15 の 2 の項を加える改正規定、同部 16 の項の改正規定及び同部 42 の項の次に 42 の 2 の項を加える改正規定 公布の日
- (2) 別表 1 区民関係の部の改正規定 平成30年12月17日
- (3) 別表 3 建築・都市計画・土木関係の部の改正規定（第1号に掲げる改正規定を除く。） 墨田区規則で定める日